

## 改正後

### 奈良県子宮頸がん検診実施要領

(略)

#### 7. 検診方法

(略)

削除

(略)

#### 1 1. その他

(略)

#### (3) HPV検査単独法について

HPV検査単独法については、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン2019年度版」(国立がん研究センター)において、子宮頸部の細胞診と同様に対策型検診への導入が推奨されているが、「HPV陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、遵守できない場合は効果が細胞診単独法を下回る可能性がある」と言及されている。

また、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(以下、「指針」という)に基づくHPV検査単独法では、次回の検査時期・内容が検診結果ごとに異なる等、これまでの検診とは異なる運用が必要となる。子宮頸がん検診の効果を担保するため、HPV検査単独法を実施する場合には、市町村は以下の要件を全て満たす必要がある。

<要件>

・指針に沿って実施するとともに、日本産婦人科学会及び日本婦人科学会によるマニュアル等を活用すること

・HPV検査単独法の導入時に必要な者が導入に向けた研修等を受講していること

## 現行

### 奈良県子宮頸がん検診実施要領

(略)

#### 7. 検診方法

(略)

#### (6) 報告

市町村は、子宮がん検診記録票(様式3)、子宮がん集団検診記録票(様式9)に基づき、子宮がん検診医療機関受診受付名簿(様式5)及び子宮がん集団検診受診者名簿(兼)結果通知書(様式8)を整理するとともに要精検者については、子宮がん検診要精検者名簿(様式6)の結果に基づいて、市町村がん検診結果報告書総括表様式を作成し、毎年6月末までに速報値を、12月末までに確定値を管轄保健所に提出するものとする(中核市は県疾病対策課に直接提出)。

県保健所は、管内市町村の市町村がん検診結果報告書総括表様式のデータを取りまとめ、毎年7月末までに速報値を、1月末までに県疾病対策課に提出するものとする。

(略)

#### 1 1. その他

(略)

新設

改正後

・ HPV検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施機関等関係者の理解と協力が得られていること

・ HPV検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと

(附則)

この要領は令和7年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は令和8年4月1日より施行する。

現行

(附則)

この要領は令和7年4月1日より施行する。